

（３）山形県ソフト産業立地促進補助金（新設）【ＩＴ・デザイン】

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 （消費税を除く）	補助金の額 （補助率等）
新 設	賃 借	県の誘致により県外から新たに進出する、ＩＴ業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業）又はデザイン業を営む企業	新規地元常用雇用者が５名以上	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用（内装工事費〔間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等〕、事務機器・什器類取得費）	① １名あたり６０万円 対象期間：原則５年 ② １／２ 対象期間：５年 ③ １／２ ○限度額：３億円 （①～③に係る補助金の合計額通算）
	賃 借 （ス モ ー ル ス タ ー ト）	県の誘致により県外から新たに進出する、ＩＴ業又はデザイン業を営む企業	新規地元常用雇用者が１名以上 ※他に、スモールスタートの要件あり	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用（内装工事費〔間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等〕、事務機器・什器類取得費）	① １名あたり６０万円 対象期間：３年 （操業３年以内に５名雇用した場合は、原則５年） ② １／２ 対象期間：３年 （操業３年以内に５名雇用した場合は、原則５年） ③ １／２ ○限度額：３億円 （①～③に係る補助金の合計額通算）
	取 得	県の誘致により県外から新たに進出する、ＩＴ業又はデザイン業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額 １億円以上 (2)新規地元常用雇用者が５名以上 (3)用地取得から１年以内の着手、２年（対象経費が１５億円を超える場合は３年）以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① １名あたり６０万円 対象期間：原則５年 ② １５億円以下の部分は２０％ １５億円を超える部分は５％ ○限度額：１０億円 （①②に係る補助金の合計額通算）
	取 得 （ス モ ー ル ス タ ー ト）	県の誘致により県外から新たに進出する、ＩＴ業又はデザイン業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額 １億円以上 (2)新規地元常用雇用者が１名以上 (3)用地取得から１年以内の着手、２年（対象経費が１５億円を超える場合は３年）以内の操業 ※他に、スモールスタートの要件あり	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① １名あたり６０万円 対象期間：３年 （操業３年以内に５名雇用した場合は、原則５年） ② １５億円以下の部分は２０％ １５億円を超える部分は５％ ○限度額：１０億円 （①②に係る補助金の合計額通算）

※スモールスタートの要件等について

下記要件のほか、財務状況等も確認し、特例の対象となるかを判断します。

①本県経済の活性化に資すること

②立地計画書の提出時に、ＩＴ業又はデザイン業を主たる事業として３年を超えて営んでいること

③操業後３年以内に地元常用雇用者を５名以上雇用する計画を有すること

詳しくはお問い合わせください。

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

(4) 山形県ソフト産業立地促進補助金(増設 立地5年以内)【IT・デザイン】

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
増設 (立地5年以内)	賃借 (5年以内)	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業又はデザイン業を営む企業	新規地元常用雇用者が5名以上	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用(内装工事費[間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等]、事務機器・什器類取得費)	① 1名あたり60万円 対象期間:原則5年 ② 1/2 対象期間:5年 ③ 1/2 ○限度額:3億円 (①~③に係る補助金の合計額通算)
	取得 (立地5年以内)	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業又はデザイン業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1名あたり60万円 対象期間:原則5年 ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額:10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

(5) 山形県ソフト産業立地促進補助金(増設)【IT・デザイン】

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
増設	賃借	既に県内に事業所を有する、IT業又はデザイン業を営む企業	新規地元常用雇用者が5名以上	①雇用奨励金 ②開設後1年間の事業所賃借料	① 1名あたり30万円 対象期間:原則3年 ② 1/2 ○限度額:1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
	取得	既に県内に事業所を有する、IT業又はデザイン業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1名あたり30万円 対象期間:原則3年 ② 5% ○限度額:1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

注1) 新規地元常用雇用者について
次の要件をすべて満たす方が対象となります
① 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
② 県内に住所を有する者
③ 雇用期間の定めのない者
注2) 雇用奨励金の取り扱いについて
新規地元常用雇用者(1年以上継続雇用されている者に限る)が対象となり、1名につき1回限りとなります